

II 各国の加害者に関する制度の概要

第1 イギリスにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 イギリスの法体系

イギリスは、イングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドが連合した連合王国である。この中でスコットランドは、イングランド法とは異なった大陸法系の法体系を有している。

地方公共団体としては、バラ、カウンティ、ディストリクト、ユニタリー等が存在する。イングランドの一部でカウンティの下にディストリクト（又はユニタリー）が置かれる2層制を採るほかは、基礎的な地方組織1層のみの構造となっている。

国として単一の憲法典は有していないが、マグナカルタ（1215年）、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）等が憲法的重要性を持っている。また、判例集に掲載された上位裁判所（※1）の判決は、先例拘束性により下位の裁判所の判断を拘束する。これら判例法（case law）はコモン・ローと呼ばれ、憲法規範の重要な法源を構成している。さらに、「習律（convention）」と呼ばれる慣行も、憲法規範の重要な部分を構成している。

裁判所については、最高裁判所である貴族院（House of Lords）、第二審裁判所である控訴院（Court of Appeal）、第一審裁判所である高等法院（High Court）及び刑事裁判所（Crown Court）が設置されている（※2）。これら裁判所の裁判官は、すべて弁護士の中から任命されている。また、下級裁判所として、県裁判所（County Court）と治安判事裁判所（Magistrates' Court）が置かれ、県裁判所では民事関係の事件を中心に、治安判事裁判所では刑事関係の事件を中心に扱っている。

※1 管轄権について、事物、訴額等に制限のある裁判所を下位裁判所（inferior courts）、一般管轄権を有する裁判所を上位裁判所（superior courts）という。

貴族院、控訴院、高等法院、刑事裁判所はすべて上位裁判所である。

※2 控訴院、高等法院、刑事裁判所を併せて最高法院（Supreme Court of Judicature）という。

2 イギリスにおけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

イギリスにおいては、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する刑事特別法はなく、

- 1956年性犯罪法（Sexual Offence Act）
- 1861年人身に対する犯罪法（Offence Against the Persons Act）
- 1986年公共秩序法（Public Order Act）

- ・ 1988 年刑事司法法 (Criminal Justice Act)
- ・ 1997年嫌がらせからの保護法 (Protection from Harassment Act)

などにより、強姦、傷害、暴行等の刑罰が定められている。

また、「1984年警察・刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act)」により、逮捕の要件等が定められている。

「家族法第 4 章 (1996年)」や、「嫌がらせからの保護法 (1997年)」により、民事の各種命令等について定められている。

3 DVとは

DVについては、様々な定義があるが、内務省では、「親密な人間関係にある現在又は過去のパートナー間におけるすべての暴力であり、場所や時間を問わない。その暴力には、身体的、性的、感情的又は経済的虐待が含まれる。」と定義している。

法律に規定されている犯罪でDVに適用されうる主なものについては、以下のとおりである。

- 強姦 (性犯罪法第 1 条)
無期を上限とする拘禁
- 加重暴行 (人身に対する犯罪法第47条)
拘禁刑
- 重大な身体傷害 (人身に対する犯罪法第18条)
終身懲役刑
- 傷害 (人身に対する犯罪法第20条)
懲役刑
- 嫌がらせ (嫌がらせからの保護法第 2 条)
6 か月以下の禁固若しくは5,000ポンドの罰金又は両者の併科
- 暴力のおそれに陥れる (嫌がらせからの保護法第 4 条)
5 年以下の禁固若しくは罰金又は両者の併科
- 平穏侵害 (公共秩序法第 3 条)
正式裁判で 3 年以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方、略式裁判で 6 月以下の拘禁刑、罰金又はその両方
- 一般暴行 (刑事司法法第39条)
略式裁判により、6 月以下の懲役若しくは5,000ポンドの罰金又は両者の併科となる。逮捕可能犯罪 (5 (2)参照) ではないが、逮捕の一般要件 (5 (2)※の i から v) に該当すれば、一定の要件の下、逮捕することは可能となる。

4 加害者に対する命令

(1) 家族法第4章（1996年）による保護命令

民事上の命令について規定していた「DV及び夫婦関係手続法（1976年）」「家事手続及び治安裁判所法（1978年）」「婚姻関係家族法（1983年）」の関係規定が、家族法第4章（1996年）に整理統合されている。

家族法は、虐待禁止命令及び占有命令について規定している。これらの命令は、関係人が申し立てることができる。関係人とは以下の者をいう。

- 配偶者及び元配偶者
- 同棲相手及び元同棲相手
- 同一世帯として暮らしている又は暮らしていたもの（被雇用者、賃借人、下宿人及び寄宿人を除く。）
- 両者が親族関係にある場合
- 婚約者（婚約解消後3年以内の者を含む。）
- 子どもに関する命令の場合は、当該子どもの親である又は親としての責任を有する者
- 両者が、同一の家事手続事件における当事者である場合

ただし、占有命令については、申立てのできる関係人に制限が付されている。

ア 虐待禁止命令（non-molestation orders）

関係人からの申立て又は家事手続事件における裁判官の判断により、裁判所は加害者に対し、

- ・ 自分と関係のある他人に虐待（※）を行うことを禁止する
- ・ 関連児童に対する虐待を禁止する

命令を発することができる。

（※）虐待（molestation）の定義は明確ではないが、暴力より広く、どのような形態であれ、ひどく困らせたり、執拗に悩ませたりすることを含んでいる。

命令の有効期間は、通常6か月であるが、無期限又は他の虐待禁止命令が発せられるまでのいずれかとすることも可能である。

イ 占有命令（occupation orders）

当事者間の住宅の占有を定めるもので、以下のような形態がある。

- ① 申請者が住宅に残留する権利を行使する
- ② 申請者が住宅に入居、占有することを相手方に認めさせる
- ③ 相手方が住宅を占有する権利を禁止、停止、制限する
- ④ 相手方を住宅から退去させる
- ⑤ 相手方が住宅から一定の地域内への立入りを禁止する

住居の所有形態や当事者間の関係によって、命令の期間は異なっている。

なお、配偶者、元配偶者、同棲相手以外の関係人については、既存の財産占有権がある場合のみ、占有命令を申請することができることとなっている。

ウ 一方的命令 (ex parte orders)

一方的命令とは、相手方に事前に通知せずに発する命令である。裁判所は緊急の場合には、一方的な虐待禁止命令又は占有命令を発することができる。

エ 命令違反

命令の相手方が、被害者又は関連児童に対して、暴力を振るった又は振るうと脅迫したような場合には、裁判所は命令に身体拘束権限(※)を付与しなければならない。一方的命令にも身体拘束権限を付与することができる。

※ 身体拘束権限とは、民事の裁判所命令を遵守させるため、違反があった場合の身体拘束を認めるもの

また、命令に身体拘束権限が付与されていない場合であっても、命令の相手方は命令を遵守しない場合は、被害者は関連司法当局に対して身体拘束令状の発出を申請できる。

命令違反の罰則については、裁判所侮辱罪が適用される。

オ 引受 (undertakings)

引受とは、一方当事者の裁判所の対する約束である。他方当事者に暴行や嫌がらせをしない、一定の距離内に近づかないといった約束が考えられる。

引受に対して、身体拘束権限を付与することはできない。

(2) 嫌がらせからの保護法 (1997年) による差止命令

被害者からの請求に基づき、裁判所は、嫌がらせ行為の差止命令を発することができる。相手方が命令に違反した場合は、被害者は裁判所に対し、身体拘束令状を請求することができる。

差止命令に違反した場合は、処罰されることとなっている（正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方）。

5 司法手続

(1) 捜査

警察職員は、すべての入手可能な証拠を収集し、訴追すべきかどうかについて十分な情報に基づく決定ができるようにしなければならない。

(2) 逮捕

何人も、現に逮捕可能犯罪(※)を行っている者、現に逮捕可能犯罪を行っていると思われる合理的な理由のある者については、逮捕状なしで逮捕することができる。

逮捕可能犯罪が既に行われた場合は、何人も犯人及び犯人と疑われる合理的な理由の

ある者を逮捕状なしで逮捕することができる。

警察官は、逮捕可能犯罪が既に行われたと疑う合理的な理由があるときは、犯人と疑われる合理的な理由のある者を逮捕状なしで逮捕することができる。

警察官は、逮捕可能犯罪を正に行おうとしている者、正に行おうとしていると疑われる合理的な理由のある者について、逮捕状なしで逮捕することができる（以上、警察・刑事証拠法第24条）。

※ 逮捕可能犯罪とは、

① 絶対的法定刑に当たる罪

② 前科を有しない21歳以上の者につき5年の拘禁刑を科することができる罪などを指す。

警察官は、逮捕可能犯罪以外の罪については、逮捕の一般要件（※）に該当し、召喚状の送達が実行不能又は不適切であると認められる場合は、当該関係人を逮捕することができる（警察・刑事証拠法第25条）。

※ 逮捕の一般要件

i 氏名が明らかでなく確認も容易でない。

ii 当該関係人が告げた氏名が真のものか疑う合理的な理由がある。

iii 召喚状の送達可能な住所を明らかにしない又は告げた住所が真のものか疑う合理的な理由がある。

iv 当該関係人が自己又は他人の身体に対して危害を加えることなどを防止するため、逮捕が必要である。

v 児童その他被害を受けやすい者を当該関係人から保護するため、逮捕も必要であると信ずる合理的な理由がある。

(3) 留置

各警察署の留置管理官は、逮捕した者を留置するに当たり、その者を訴追するに足りる十分な証拠があるか否か判断しなければならず、その判断に必要な期間その者を警察署に留置することができる（警察・刑事証拠法第37条）。

警察署への留置は、訴追を行うことなく24時間を超えて続けることはできない。ただし、証拠収集の必要があれば、36時間まで続けることは可能である（警察・刑事証拠法第41条）。

(4) 起訴

イギリスでは、私人訴追の原則が守られており、警察官が私人と同列の対場で刑事訴追を行うことが多い。

訴追を継続するか否かについては、検察官準則（The Code for Crown Prosecutors）に基づき、訴追局が判断することとなる。

警察は、訴追後、被疑者を条件付で保釈することができるが、

- ・ 氏名、住所が明らかでない又はそれらが真のものかどうか疑う合理的な理由がある
- ・ 他人に身体傷害をもたらすおそれがある
- ・ 裁判所への出頭を怠るおそれがある

場合は、この限りではない（警察・刑事証拠法第38条）。

保釈の条件は、

- ・ 不出頭
- ・ 保釈中の犯罪行為
- ・ 自己又は他人に関する証人干渉その他の司法妨害行為

を防止するためのもので、具体的には、居住条件、人又は場所からの一定距離内への接近禁止、警察署への出頭、外出禁止などである。

また、訴追するには証拠不十分であるが、捜査が継続され十分な証拠が得られる可能性がある場合は、

- ・ 特定の日時に特定の治安判事裁判所に出頭する義務

又は

- ・ 特定の日時に特定の警察署に出頭する義務

を課して保釈することができる（警察・刑事証拠法第47条）。

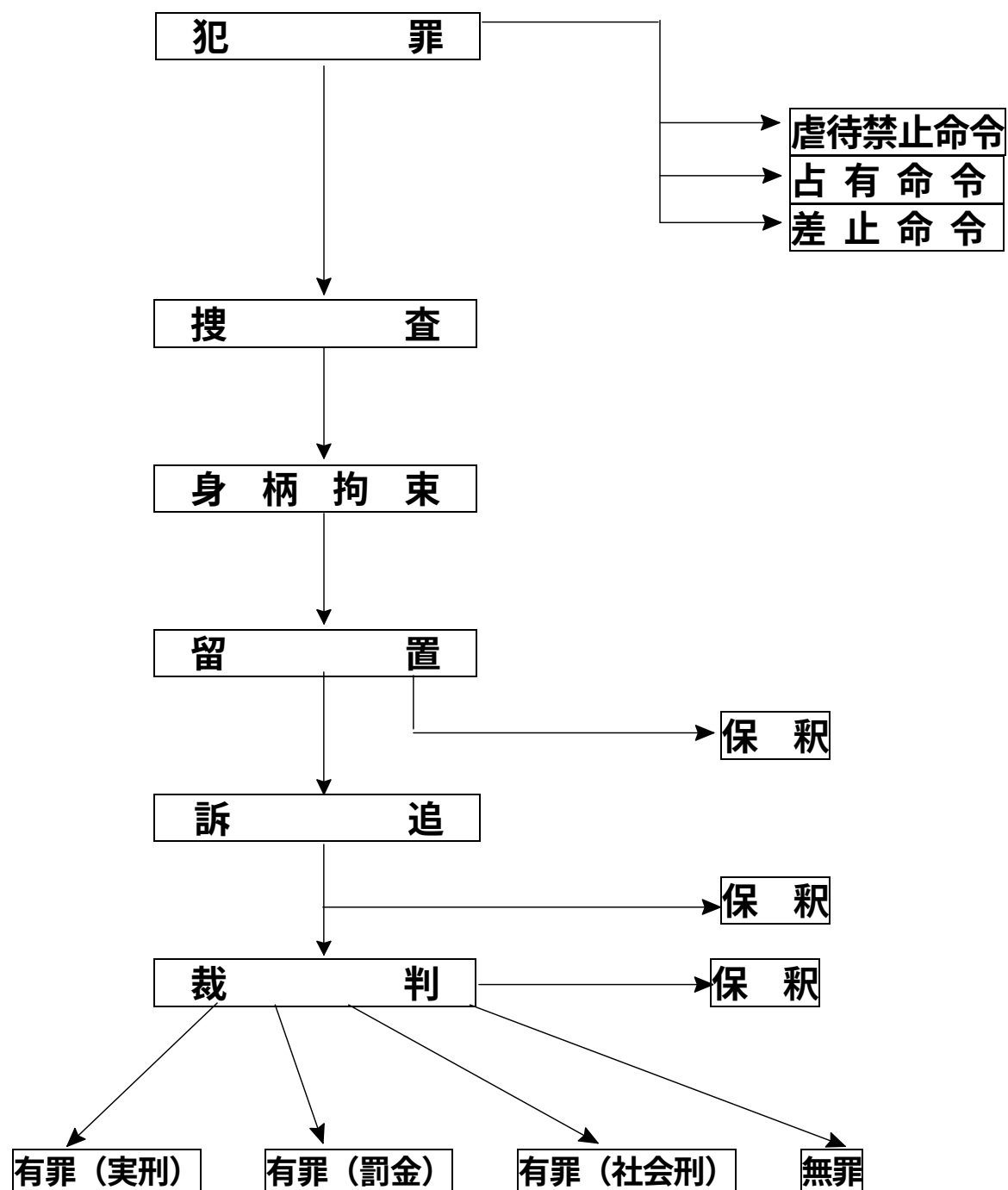
(5) 裁判

犯罪は、①治安判事裁判所で治安判事によってのみ審理可能な略式犯罪（Summary offences）、②治安判事裁判所、刑事裁判所にいずれでも審理できる中間的犯罪（Offences triable either way）及び③刑事裁判所で陪審裁判によってのみ審理できる正式起訴犯罪（Indictable only offences）に分類される。治安判事裁判所は、正式起訴犯罪については、刑事裁判所での審理に付するか否かの予備尋問を行い、中間的犯罪については、手続の種類の決定手続を行う。刑事裁判所における刑事裁判手続では、起訴状の朗読後、被告人は各訴因に対して有罪又は無罪の申立てを行う。有罪の申立てがあると、陪審によることなく、裁判官による刑の量定手続に移行する。

量刑には、免責（discharge）、罰金刑、社会内刑罰、拘禁刑がある。罰金刑は、社会内刑罰と併科して及び代替刑として科することができる。裁判所は判決を言い渡す前に、必要な場合は保護観察官が作成した判決前調査報告書（pre-sentence report）を取り寄せ、量刑の適切さについて判断する。

なお、裁判段階においても、警察段階と同様に保釈が認められる。

6 イギリスにおける刑事手続及び保護命令等の流れ



釈放後、保護観察
に付される場合、
プログラムを受講

コミュニティ・リハビリテーション・オーダー

参考文献

- 「ヨーロッパ各国の地方自治制度」（平成2年（財）自治体国際化協会）
- 大塚祚保 イギリスの地方政府 1998年流通経済大学出版社
- 増田生成 「英国の家庭内暴力政策（一）（二）（三）」リファレンス平成12年12月号～平成13年2月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 「女性に対する暴力・家庭における暴力ー英米の法執行マニュアルからー」（平成12年警察政策研究センター）
- 平成12年度社会安全研究財団助成調査研究報告書「女性に対する暴力事犯の予防及び対処に関する研究」（平成13年財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会）
- 元山健／キース・D・ユーイング「イギリス憲法概説」（1999年法律文化社）
- 法務大臣官房司法法制調査部編「イギリス警察・刑事証拠法、イギリス犯罪訴追法」（1988年法曹会）
- 「諸外国の司法制度概要」（第5回司法制度改革審議会（平成11年10月26日）配布資料）

第2 ドイツにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 ドイツの法体系

ドイツは、憲法であるドイツ連邦基本法（以下「基本法」という。）の下、16の州から構成される連邦国家である。行政の中心である州の下に、独立市、郡が置かれ、郡の下に市町村が置かれている。

州は、基本法により連邦の権限とされていない範囲において立法権を有している。

刑事警察に関する連邦と州の協力関係等については、連邦の専属的立法事項とされており、これについて州が立法できるのは、連邦の法律により、明文で授権された場合のみである。

刑法及び刑の執行、裁判所の構成、裁判手続等については、連邦の競合的立法事項とされており、州は、連邦がその立法権を行使しない間（※）に限り立法権を有する。

※ 競合的立法事項について、連邦は、以下の理由により連邦法律により規律する必要がある場合に立法権を有する。

- ① ある事項が、個々の州の立法によっては実効的に規律することができない。
- ② ある事項を州の法律によって規律することが、他の州の利益又は全体の利益を害する可能性がある
- ③ 法の統一性又は経済の統一性を維持し、特に州の領域を超える生活関係の統一性を維持するため必要である。

ドイツには、連邦憲法裁判所その他の連邦の裁判所、州の裁判所が設置されている。裁判権は、基本的には通常、行政、社会及び財政に区分され、この区分に従って設置される州の裁判所が下級審、連邦の裁判所が最終上訴審となる。

警察は原則として、州の機関であり、州ごとに異なった警察法を有する。

2 ドイツにおけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

傷害、暴行等の罪については、刑法で規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。

「暴力行為及び追跡に関する民事裁判所の保護の改善と別居における婚姻住居の明渡しの容易化に関する法律」（2001年）の第1章（暴力行為及び追跡からの民法的保護に関する法律、以下「暴力保護法」という。）において、保護命令等について規定されている。

刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）で規定されている。

3 処罰される行為

処罰される行為は、刑法において規定されている。配偶者間の暴力について、特別に定めた法律は存在しない。

暴力保護法の対象となると思われる犯罪の主なものは以下のとおりである。

- 強姦（刑法第177条）

2年以上の自由刑

- 謀殺（刑法第211条）

無期自由刑

※ 謀殺者とは、下劣動機に基づき残酷に人を殺すことなどをいう。

- 故殺（刑法第212条）

5年以上の自由刑

- 遺棄（刑法第221条）

3月以上5年以下の自由刑

- 傷害（刑法第223条）

3年以下の自由刑又は罰金

- 危険な傷害（刑法第223条a）

5年以下の自由刑又は罰金

※ 危険な傷害とは、凶器を用いた傷害をいう。

- 毒害（刑法第229条）

1年以上10年以下の自由刑

※ 毒害とは、他人の健康を害するため、毒物又はその他の健康を破壊するに適した物質を投与すること。

- 強要（刑法第240条）

3年以下の自由刑又は罰金

- 脅迫（刑法第241条）

1年以下の自由刑又は罰金

なお、重罪とは、最下限に1年以上の自由刑が定められている違法な行為をいい、軽罪とは、最下限に1年未満の自由刑又は罰金が定められている違法な行為をいう（刑法第12条）。

4 加害者に対する命令

(1) 保護命令（暴力保護法第1条）

- 行為者が故意に他人の身体、健康、自由を違法に侵害した場合
- 他人を生命、身体、健康、自由の侵害を内容として違法に脅迫した場合
- 違法かつ故意に、

- ・ 他人の住居又は平穩な不動産に侵入した場合
- ・ 他人をその明示的意思に反して繰り返し追跡し、又は、遠隔通信手段を利用して追跡して、過度に迷惑を引き起こした場合。

以上の場合には、裁判所は被害者の訴えに基づいて、更なる被害を防止するために、行為者に次のことを行わないよう命令することができる。

- ① 被害者の住居への立入り
- ② 被害者の住居の一定範囲に留まること
- ③ 被害者が定期的に留まらなければならない特定の他の場所を訪れること
- ④ 遠隔通信手段の利用を含めて被害者と接触すること
- ⑤ 被害者と出会うようにすること

(2) 保護命令違反（暴力保護法第4条）

命令に違反した場合は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

5 司法手続

(1) 捜査

検察官は、犯罪についての通報等により、犯罪の嫌疑について認識を得たときは、公訴を提起すべきかどうか決定するため、事実関係を究明しなければならない（刑訴法第160条）。

検察官は、捜査に必要な処分を自ら行う又は警察官に行わせることができる（刑訴法第161条）。

警察官は、犯罪を究明し、遅延の許されない処分はすべてこれを行い、もって事件の混迷化を防止しなければならない。また、警察官は、捜査の結果を遅滞なく検察官に送付することとなっている（刑訴法第163条）。

(2) 勾留

被疑者が罪を犯したと疑うに足りる強い理由があり、逃亡や証拠隠滅のおそれがある場合は、検察官の請求に基づき裁判官が発する勾留状により、被疑者を勾留することができる（刑訴法第112条、第114条、第125条）。

6月以下の自由刑、180日以下の日数罰金に当たる事件では、証拠隠滅のおそれを理由として勾留を命ずることはできない（刑訴法第113条）。

勾留状により被疑者を拘束したときは、速やかに管轄裁判官に引致しなければならず、引致を受けた裁判官は、遅くとも翌日中に被疑者を尋問しなければならない（刑訴法第115条）。

裁判官は、定められた日時における指定官署への出頭、住所・居所の制限、担保の提供などを考慮して、勾留状の執行を猶予することができる（刑訴法第115条）。

(3) 身柄の仮拘束

現に犯罪を行っている時に捕捉され、又は追跡された者について、逃亡のおそれがある又はその身元が直ちに確認できないときは、何人も裁判官の命令なしにその身柄を拘束することができる（刑訴法第127条第1項）。

検察官及び警察職員は、現行犯の場合のほか、勾留状の要件を備える場合で、緊急を要するときも身柄の仮拘束を行うことができる（刑訴法第127条第2項）。

身柄を仮拘束された者は、遅くとも拘束の翌日までに裁判官に引致されなければならない（刑訴法第128条）。

(4) 起訴

起訴は検察官が行うこととなっている（刑訴法第152条）。

軽微な犯罪については、検察官は裁判所の同意を得て、起訴しないことができる（刑訴法第153条）。なお、裁判所においては、起訴後どの段階においても、検察官、被害者の同意があれば手続を打ちきることができる。

軽罪について検察官が起訴しない場合は、以下のような賦課事項又は遵守事項を課すことができる（刑訴法第153条a）。

- ① 犯罪のよって生じた損害を回復するために特定の給付を行うこと。
- ② 公共の施設又は国庫に金員を支払うこと。
- ③ その他公共に役立つ給付を行うこと。
- ④ 一定額の扶養義務を履行すること。
- ⑤ 被害者との和解に真剣に取り組むこと。
- ⑥ 道交法に基づく講習に参加すること。

※ 期限については、④は1年以下、それ以外は6月以下。

なお、裁判所は、起訴後、公判終結までの間、検察官、被害者の同意を得て、手続を暫定的に中止し、賦課事項又は遵守事項を課すことができる。

(5) 公判の開始に関する裁判

裁判所は、公判を開始すべきか否かについて裁判を行うこととなっている（刑訴法第199条）。

捜査の結果から判断して被告人が罪を犯したことにつき十分な嫌疑があると認めるときは、公判開始を決定する（刑訴法第203条）。

(6) 公判

公判の結果、判決が言い渡される。

1年以下の自由刑を言い渡す場合において、言い渡しを受けた者が有罪判決を警告として役立たしめ、将来、刑を執行しなくともいかなる犯罪行為をも犯さないとと思われるときは、保護観察のために刑の執行を延期することができる（刑法第56条第1項）。特別の事情がある場合は、2年以下の自由刑を言い渡す場合も、同様に保護観察のために刑の執行を延期することができる（刑法第56条第2項）。

保護観察期間は、裁判所が決定し、その期間は2年から5年である（刑法第56条a）。

裁判所は、有罪の言い渡しを受けた者に対し、

- ① 行為による損害を回復すること
- ② 公共に役立つ施設又は国庫に金員を払うこと
- ③ その他公共に役立つ仕事を行うこと

といった遵守事項を課することができる（刑法第56条b）。

また、裁判所は、保護観察期間中に、

- ① 居住地等に関する要求を遵守すること
- ② 一定日時に裁判所等へ出頭すること
- ③ 一定のグループと付き合わないこと
- ④ 犯罪を誘発する一定の物件を所有、保管しないこと
- ⑤ 扶養義務をつくすこと

といった指示をすることができる（刑法第56条c）。

保護観察中に犯罪を犯した場合、遵守事項、指示事項を守らない場合は、刑の延期は撤回される（刑法第56条f）。

裁判所が刑の延期を撤回しない場合は、刑を免除したこととなる（刑法第56条g）。

180日分以下の日数罰金に処せられるべき場合において、裁判所は、有罪の宣告に併せてその者を警告し、刑を定め、刑の言い渡しを留保することができる（刑法第59条）。

この場合、1年から3年の保護観察に付することができる（刑法第59条a）。

保護観察期間経過後は、警告が打ちきられたことを確認することとなる（刑法第59条b）。

行為者が責任無能力又は訴訟無能力のため刑事手続を遂行しない場合は、改善及び保安処分として

- ① 精神病院における収容
- ② 禁絶施設における収容
- ③ 社会治療施設における収容
- ④ 保護監置における収容
- ⑤ 行状監督
- ⑥ 運転免許証の取消し
- ⑦ 職業禁止

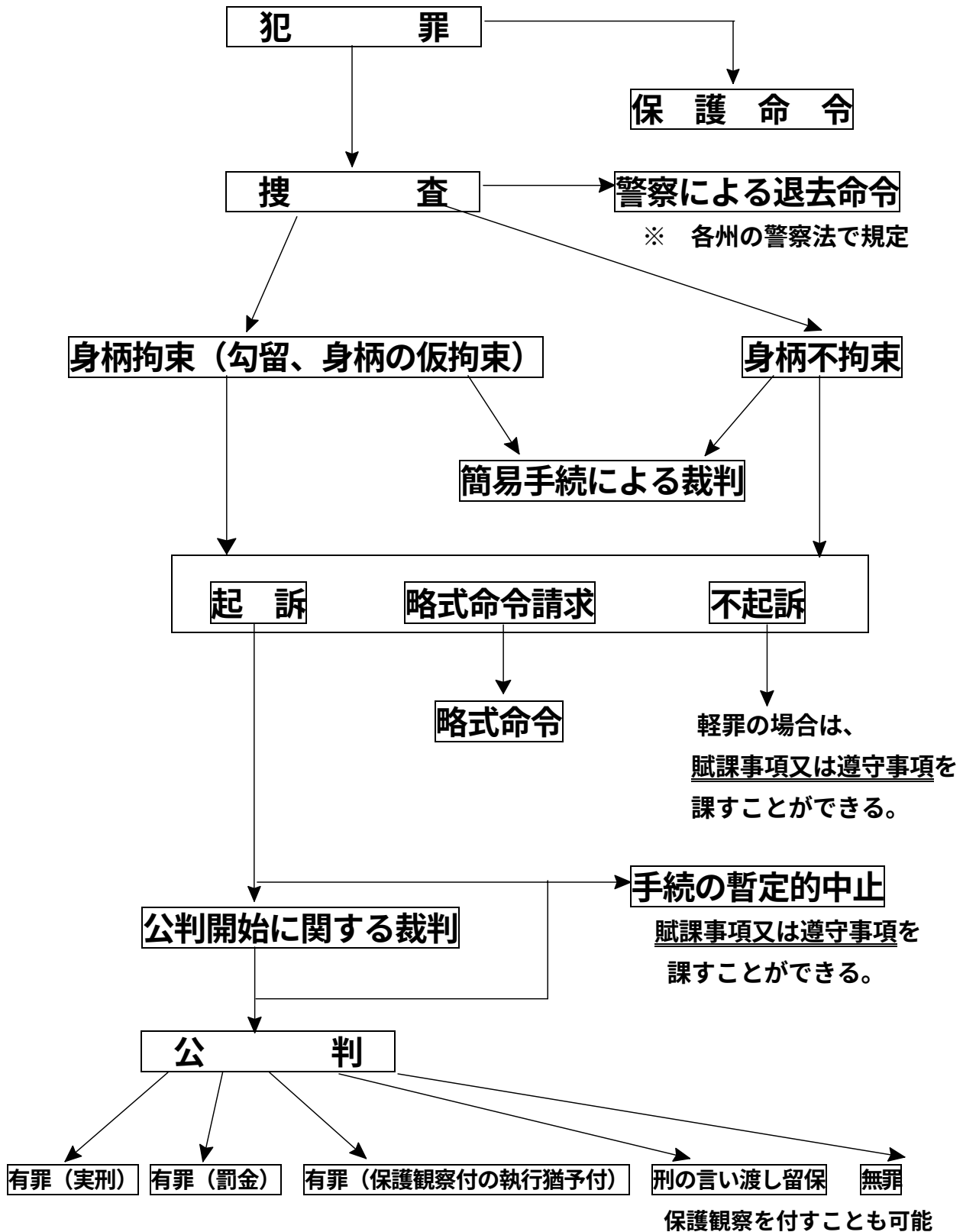
を言い渡すことができる（刑訴法第413条）。

軽罪については、公判を開くことなく、書面により処分を定めることができる（刑訴法第407条）。

事件の事実関係が簡単であるか、又は証拠が明白で、即時の裁判に適している場合には、検察官は書面又は口頭で、簡易手続により裁判の申立てを行う。この手続において

起訴状の提出は必要ない。ただし、1年を超える自由刑又は改善保安処分はこの手続により科すことはできない（刑訴法第417条、第418条、第419条）

6 ドイツにおける刑事手続及び保護命令の流れ



参考文献

戸田典子 「ドメスティック・バイオレンスからの保護ードイツの新法案」 (外国の立法
2001年6月号)

林美月子 「配偶者による暴力ードイツの対応」 (神奈川法学第35巻第2号、神奈川大学
法学会)

「ヨーロッパ各国の地方自治制度」 (平成2年(財)自治体国際化協会)

法務大臣官房司法法制調査部編「ドイツ刑法典」 (1982年法曹会)

法務大臣官房司法法制調査部編「ドイツ刑事訴訟法典」 (1981年法曹会)

第3 韓国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 韓国の法体系

韓国においては、大韓民国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。地方公共団体（特別市、広域市、道、市、郡、自治区）は、法令の範囲内において条例を制定できるに過ぎず、法律の委任がなければ、条例で罰則を定めることはできない（地方自治法第15条）。

刑罰や刑事手続については、法律で定められている。

司法権は法院に属しており、最高法院である大法院のほか、各級法院として、高等法院、地方法院、家庭法院（家事訴訟等の第1審）、特許法院（特許法関係の第1審）、行政法院（行政事件等の第1審）が置かれている（法院組織法第3条第1項）。

2 韓国におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

傷害、暴行等の罪については、刑法で規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。

刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）で規定されている。

家庭暴力犯罪に関しては、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（1997年、以下「特例法」という。）により、刑事手続の特例としての「保護処分」が規定されている。家庭暴力犯罪については、この特例法が優先的に適用されることとなる。

このほか、家庭暴力関連相談所の設置及び運営等について規定した「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（1997年）がある。

3 家庭暴力犯罪とは

家庭暴力犯罪とは、配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、元配偶者、自己又は配偶者の親や子、同居親族等の間で行われる、身体的、精神的又は財産的被害を伴う行為で、刑法の傷害罪（第257条）、重傷害罪（第258条）、暴行罪（第260条）、遺棄罪（第271条）、虐待罪（第273条）、逮捕監禁罪（第276条）、脅迫罪（第283条）、名誉毀損罪（307条）、侮辱罪（第311条）、住居・身体搜索罪（第321条）、強要罪（第324条）、恐喝罪（第350条）、財物損壊等罪（第366条）等に当たる行為である（特例法第2条）。

主な家庭暴力犯罪の量刑は以下のとおり。

○ 傷害

7年以下の懲役、10年以下の資格停止（※）又は1千万ウォン以下の罰金

※ 資格停止（刑法第44条）

公務員になる資格、選挙権、被選挙権等の資格を1年以上15年以下停止すること。罰金より重い刑として位置付けられている。

- 重傷害
1年以上10年以下の懲役
※ 重傷害とは、人の身体を傷害して生命に対する危険を発生させる行為。
- 暴行
2年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料
- 遺棄（扶助を要する者を保護する法律上又は契約上義務がある者による遺棄）
3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金
- 虐待（自己の保護又は監督を受ける人の虐待）
2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金
- 逮捕監禁
5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金
- 脅迫
3年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料
- 名誉毀損
2年以下の懲役若しくは禁固又は500万ウォン以下の罰金
（虚偽の事実を摘示した場合は、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,000万ウォン以下の罰金）
- 侮辱
1年以下の懲役若しくは禁固又は200万ウォン以下の罰金
- 住居・身体搜索
3年以下の懲役
※ 人の身体、住居等を搜索すること。
- 強要
5年以下の懲役
- 恐喝
10年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金
- 財物損壊等
3年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金
※ 他人の財物、文書又は電磁的記録等特殊媒体記録を損壊又は隠匿するなどによりその効用を害すること。

4 加害者に対する命令

特例法に「保護処分」及び「賠償命令」として規定されている（詳細は後述の司法手

続の項で説明）。

5 司法手続

(1) 捜査

捜査の主体は検事であり、警察官は検事の指揮を受けて捜査及び捜査の補助を行うこととなっている（刑訴法第196条）。

検事は、犯罪の嫌疑があると思料するときは、犯人、犯罪事実及び証拠を捜査をしなければならない（刑訴法第195条）。

進行中の家庭暴力犯罪について申告を受けた警察官は、直ちに現場に臨場し、以下の措置を行わなければならない（特例法第5条）。

- ① 暴力行為の制止及び犯罪捜査
- ② 被害者の家庭暴力関連相談所又は保護施設への引渡し（被害者の同意がある場合に限る。）
- ③ 緊急治療が必要な被害者の医療機関への引渡し
- ④ 暴力行為の再発時に臨時措置（後述）を申請できることの通知

検事は、警察官がこれらの応急措置を採ったにもかかわらず、家庭暴力犯罪が再発するおそれがあると認める場合は、職権又は警察官の申請により裁判所に臨時措置を請求することができる。

(2) 逮捕

検事又は警察官は、捜査に必要がある場合、被疑者を出頭させ陳述を聞くことができる（刑訴法第200条第1項）。被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由なくこの出頭に応じない又は応じないおそれがある場合には、検事は、地方法院判事が発する逮捕令状により、被疑者を逮捕することができる。警察官が被疑者を逮捕する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する逮捕令状が必要となる（刑訴法第200条の2第1項）。

ただし、緊急逮捕（※1）、現行犯逮捕（※2）の場合は逮捕令状は必要ない。

※1 緊急逮捕（刑訴法第200条の3）

検事又は警察官は、被疑者が死刑、無期又は長期3年以上の懲役又は禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、被疑者に一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃亡のおそれがあるといった事由がある場合で、急速を要し地方法院判事の逮捕令状を受けることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

※2 現行犯逮捕（刑訴法第211条）

以下の者は、現行犯人として、何人も令状なしで逮捕できる。

- ・ 犯罪実行中又は実行直後の者

- ・ 犯人として追呼されている者
- ・ 贓物又は明らかに犯罪に使用したと思われる凶器その他の物を所持している者
- ・ 身体又は衣類に顕著な証跡がある者
- ・ 誰何されて逃走しようとする者

(3) 拘束

緊急逮捕、現行犯逮捕を含め、逮捕した被疑者の身柄を引き続き拘束するには、逮捕後48時間以内に拘束令状を請求しなければならない、この時間内に拘束令状を請求しない場合は被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第200条の2第5項、第200条の4第1項、第213条の2）。

検事又は警察官は、被疑者に、一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃亡のおそれがあるといった事由がある場合、地方法院判事が発する拘束令状により、被疑者の身柄を拘束することができる（警察官が被疑者の身柄を拘束する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する拘束令状が必要となる。）（刑訴法第201条）。

(4) 警察官による事件送致

加害者の身柄を拘束する場合は、(2)逮捕、(3)拘束の手続を行うが、加害者の身柄を拘束しない場合は、任意で捜査が行われ、捜査が終了した時点で警察官から検事に事件が送致されることとなる。

警察官が被疑者を拘束した場合は、10日以内に、被疑者を検事に引致するか釈放するかについて決定しなければならない（刑訴法第202条）。

家庭暴力犯罪については、警察官は迅速に捜査して事件を検事に送致しなければならず、送致に当たって、当該事件が家庭保護事件として処理することが相当であるか否かに関する意見を提示することができる（特例法第7条）。

(5) 起訴

検事は、被疑者を拘束した場合又は警察官から被疑者の引致を受けた場合、10日以内（更に10日間の延長が可能）に公訴を提起する。この期間内に公訴を提起しない場合は、被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第203条、第205条）。

ただし、刑法第51条で定められている

- i 犯人の年齢、性行、知能及び環境
- ii 被害者との関係
- iii 犯行の動機、手段及び結果
- iv 犯行後の情況

を斟酌し、公訴を提起しないこともできる（起訴猶予、刑訴法第247条）。なお、家庭内の暴力事件については、起訴猶予後、再び犯罪を犯した場合は厳罰に処すとの警告を行う運用がなされている。

※ 家庭保護事件としての特例（保護処分）

ア 検事による送致

検事は、事件の性質、動機、結果、行為者の性行等にかんがみ、保護処分に処することが相当であると認める場合は、家庭保護事件として、家庭法院（家庭法院が設置されていない地域においては地方法院）に送致しなければならない（加害者の身柄を拘束している場合は、拘束期間内に送致）。ただし、被害者の意思を尊重する必要がある（特例法第9条、第11条）。

イ 臨時措置

判事は、必要があれば、行為者に対し、

- ・ 被害者又は家族構成員の住居等からの退去（2月以内）
- ・ 被害者の住居、職場等から100メートル以内への立入禁止（2月以内）
- ・ 医療機関その他療養所への委託（1月以内）
- ・ 留置場又は拘置所への留置（1月以内）

といった臨時措置を採ることができ、送致後24時間以内にこの臨時措置の可否について決定しなければならない（特例法第13条第1項、第29条）。

なお、臨時措置に違反した場合の罰則は用意されていない。

加害者の身柄を拘束している場合は、判事が臨時措置の可否について決定した時点で、拘束令状は失効する（特例法第13条第3項）。

ウ 保護処分

判事は、審理の結果、以下の処分を行うことができる（併科可能）（特例法第40条）。

- ① 被害者に接近する行為の制限（6月以内）
- ② 親権行使の制限（6月以内）
- ③ 社会奉仕、受講命令（100時間以内）
- ④ 保護観察（6月以内）
- ⑤ 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定める保護施設への監護委託（6月以内）
- ⑥ 医療機関への治療委託（6月以内）
- ⑦ 相談所等への相談委託（6月以内）

保護処分が確定したときは、同一の犯罪事実により公訴提起することはできない。ただし、行為者が保護処分の内容を履行しない場合は、判事の決定により保護処分を取り消した上、検事に送致しなければならず、この場合は同一事実による公訴提起も可能となる（特例第16条、第46条）。

なお、保護処分を履行しない場合は、2年以下の懲役、2,000万ウォン以下の罰金又は拘留に処することとなる（特例法第63条）。

エ 賠償命令

判事は、保護処分と同時に、賠償（被害者又は家庭構成員の扶養に必要な費用の支給、事件により直接被った物的被害及び治療費の賠償）を命じることができる（特例法第57条）。

(6) 裁判

ア 判決

被疑者が起訴された場合は、判事により裁判が行われ、判決が言い渡される。

判事が審理した結果、保護処分とすることが相当と認める場合は、家庭保護事件を管轄する法院に事件を送致することができる（被害者の意思を尊重する必要あり。）（特例法第12条）。送致後は、検察官による送致の場合と同様の流れで保護処分に向けた手続が進められる。

イ 刑の宣告猶予

1年以下の懲役、禁固、資格停止、罰金の刑については、改悛の情状が顕著であれば、刑の宣告を猶予することができる（刑法第59条）。この場合、1年間の保護観察を命ずることができる（刑法第59条の2）。刑の宣告猶予を受けた日から2年を経過したときは、免訴されたものとみなされる（刑法第60条）。

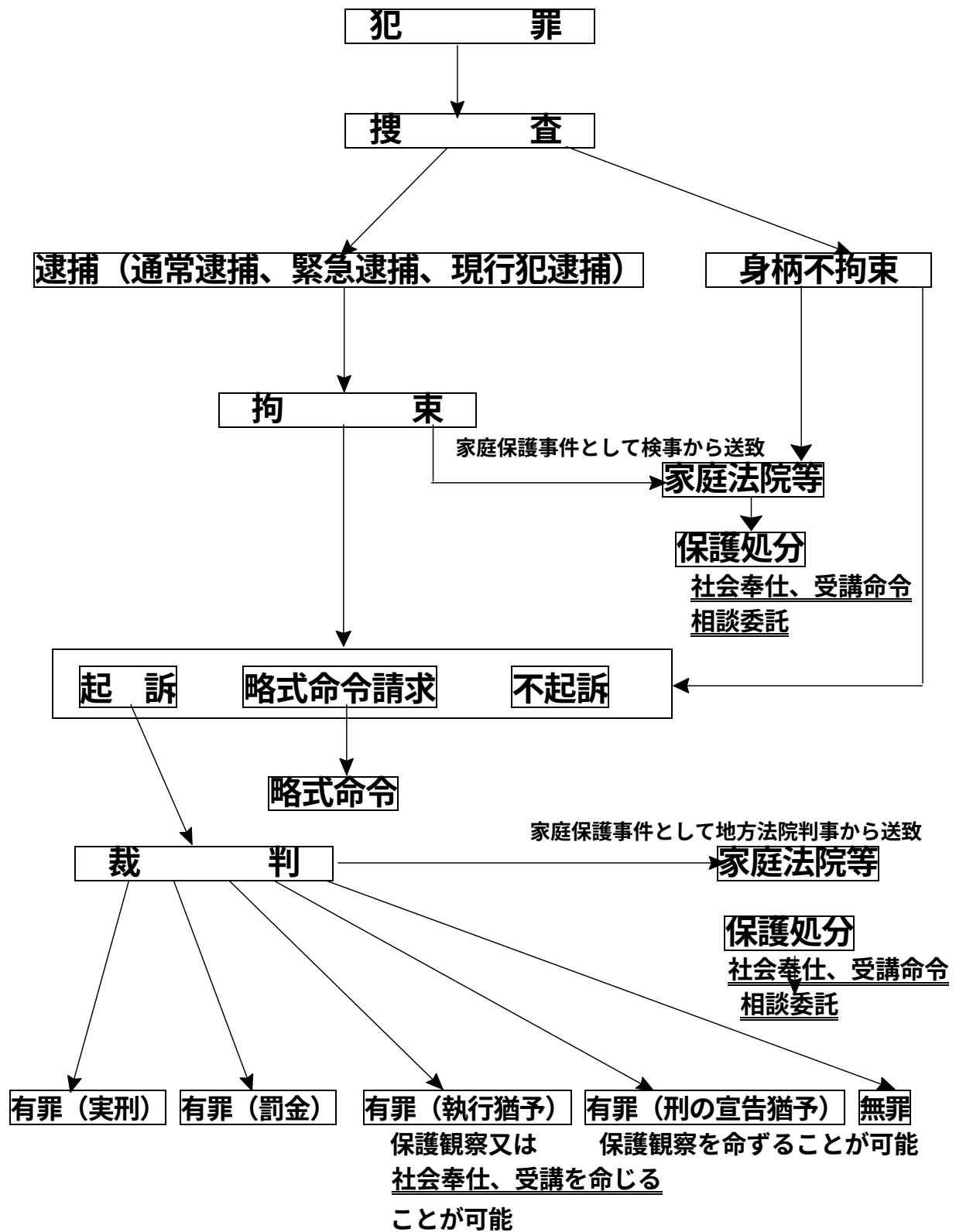
ウ 刑の執行猶予

3年以下の懲役又は禁固の刑については、情状を酌量の上、1年以上5年以下の期間、刑の執行を猶予することができる（刑法第62条）。この場合、保護観察（期間は執行猶予期間を上限に法院で定める）又は社会奉仕若しくは受講を命ずることができる（刑法第62条の2）。執行猶予の宣告後、その宣告の失効する又は取り消されることなく猶予期間を経過した場合は、刑の宣告は効力を失う（刑法第65条）。

エ 略式手続

罰金、科料又は没収を求める事件については、検事の請求により、公判手続に移行せず、略式手続を採ることができる（刑訴法第448条）。

6 韓国における刑事手続の流れ



参考文献

栗栖素子 「法務総合研究所研究部資料49 大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」
(2002年法務総合研究所)

妹尾栄一 「加害者対策・医療・教育プログラムについて」トヨタ財団1999／2000年度研究助成報告書、家庭内の「女性に対する暴力」防止に関する社会システム開発のための日本・韓国共同研究、2001年11月日韓女性に対する暴力プロジェクト研究会

宇津呂英雄編 「アジアの刑事司法」(1988年有斐閣)

第4 台湾における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 台湾の法体系

台湾には、中央政府のほか、地方政府として、省、県、市が置かれている。省の下に県及び市が置かれ、県と市は同列に扱われている。市の中には、中央政府直轄の市（省と同列）も存在する。中華民国憲法により、立法院が国家最高の立法機関と位置付けられているが、省、県及び市にも一定の立法権が与えられている。

立法管轄については、刑事、民事の法律及び司法制度は、中央が立法かつ執行することとなっており、警察制度は、中央が立法かつ執行する又はその執行を省県に委ねることとなっている。

裁判所については、最高法院（最高裁判所に当たる。）、高等法院（省、直轄市等に設置され、刑事、民事の第二審裁判を担当する。）、地方法院（直轄市、県及び市に設置され、刑事、民事の第一審裁判や非訟事件裁判を担当する。）が置かれ、基本的には三審制が採られている。

検察機関は、法院組織内に置かれているが、検察官は法院から独立してその職権を行使することとなっている。

2 台湾におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する規定

台湾家庭暴力防治法（1998年、以下「防治法」という。）により、民事保護令や刑事手続について規定されている。

殺人、傷害等の処罰については刑法で、一般的な刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）でそれぞれ規定されている。

3 家庭暴力罪とは

家庭暴力罪とは、家族成員（※1）の間における故意の家庭暴力（※2）によって、他の法律に定める罪を犯すことである（防治法第2条）。

※1 家族成員とは、以下の者及びその未成年の子をいう。

- ① 配偶者又は元配偶者
- ② 現在又は以前に事実上の夫婦関係を有する者、家長尊属又は家族関係を有する者（親族でない者も永久に共同生活を営む目的を持って一つの家に同居するときは家族とみなす。）
- ③ 現在又は以前に直系血族又は直系姻族である者

④ 現在又は以前に四親等内の傍系血族又は傍系姻族である者

※ 2 家庭暴力とは、家族成員の間において身体又は精神に不法な侵害を与える行為をいう。

刑法に規定された、主な処罰行為及びその量刑については以下のとおり。

- 強姦（刑法第221条）
5年以上の有期徒刑
※ 強姦罪は親告罪となっている。
- 殺人（刑法第271条）
死刑、無期又は10年以上の懲役
- 傷害（刑法第277条）
3年以下の懲役、拘留又は千元以下の罰金
※ 傷害罪は親告罪となっている。
- 不同意堕胎（刑法第291条）
※ 1年以上7年以下の懲役
- 保護責任者遺棄（刑法第294条）
6月以上5年以下の懲役
- 侮辱（刑法第309条）
拘留又は300元以下の罰金
- 誹謗（刑法第310条）
1年以下の懲役、拘留又は500元以下の罰金

4 加害者に対する命令

加害者に対しては、裁判所が民事保護令を発することができる。この保護令には「通常保護令」と「一時保護令」があり、被害者、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府が、書面により、裁判所に保護令を請求することとなっている。ただし、被害者が家庭暴力危害を受けるおそれがあり、かつ、その危害が切迫している場合には、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府は、口頭、ファクシミリその他の送信方法により保護令を請求することができる（防治法第9条、第11条）。

(1) 通常保護令（防治法第13条）

通常保護令とは以下の内容の命令である。

- ① 相手方に、被害者又はその特定家族成員に対する家庭暴力を禁止する。
- ② 相手方に、直接又は間接の被害者に対する嫌がらせ（※）、電話、通信その他の必要がない連絡行為を禁止する。
※ 嫌がらせとは、すべての迷惑、恐喝、他人を軽蔑若しくは侮辱する言動又は他人に恐怖を与えることをいう（防治法第2条）。

- ③ 相手方に、被害者の住居から転居することを命ずる。必要があれば当該不動産の処分その他の仮処分を禁止する。
- ④ 相手方に、被害者の住居、学校、職場その他の被害者又はその特定家族が通常出入りする場所への接近を禁止する。
- ⑤ 自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用权を定める。必要があればその交付を命ずる。
- ⑥ 未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、当事者の一方又は双方によって、一時的に共同で行うことを定める。必要があれば子の引き渡しを命ずる。
- ⑦ 相手方とその未成年の子の面会及び交流方法を定める。必要があれば、面会及び交際を禁止する。
- ⑧ 相手方に、被害者の住居の家賃又は被害者及びその未成年の子に対する扶養費の給付を命ずる。
- ⑨ 相手方に、被害者又は特定家族成員の医療、補導、庇護所、財物の損害などに支出した費用の交付を命ずる。
- ⑩ 相手方に、薬物禁絶治療、精神治療、心理補導などの加害者処遇計画の受講を命ずる。
- ⑪ 相手方に、相当な弁護士費用の負担を命ずる。
- ⑫ 被害者又はその特定家族成員を保護するためのその他の必要な措置を命ずる。

通常保護命令の有効期間は1年以下であり、1回に限り、1年以下の延長が可能となっている（防治法第14条）。

(2) 一時保護令（防治法第15条）

一時保護令とは、裁判所の審理手続を行わず、又は通常保護令の審理の終結前に発する命令で、その内容は、(1)の①から⑥及び⑫に限定される。通常保護令請求前に請求することとなっており、一時保護令が発せられた場合は、通常保護令を請求したものとみなされ、引き続き通常保護令の審理に入ることとなる。

検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府から、口頭、ファクシミリその他の送信方法により保護令の請求があった場合、裁判所は、警察官の陳述（法定に出頭又は電話によるもの）から判断し、被害者が危害を受けるおそれ及びその急迫性が認められるのであれば、原則として4時間以内に書面（ファックス等可）により一時保護令を発しなければならない。

一時保護令は、通常保護令が発せられた時点でその効力を失う。

(3) 保護令違反（防治法第50条）

(1)の①から④及び⑩の通常保護令又は一時保護令に違反した者は、3年以下の懲役又は拘留に処し、新台幣元10万元以下の罰金を併科することができる。

5 司法手続

(1) 捜査

捜査の主体は検察官であり、警察は司法警察吏として、検察官又は司法警察官（※）の命令を受けて捜査を行うこととなっている（刑訴法第231条）。

※ 司法警察官は、検察官の犯罪捜査を補助する司法警察官（県（市）長、警政庁長、警務処長、警察局長、憲兵隊長官：以下「第1級司法警察官」という。）と検察官の指揮に従い犯罪を捜査する司法警察官（警察官長、憲兵官長、士官等）に分けられる。第1級司法警察官は、捜査の結果を検察官に移送しなければならないこととなっている（刑訴法第229条、230条）。

(2) 逮捕

以下の場合、現行犯として、何人も逮捕状なしで逮捕することができる（刑訴法第88条）。

- 犯罪の実行中又は実行後直ちに発覚したとき
- 犯罪人として追呼されているとき
- 凶器、贓物等を所持している又は身体、衣服等に犯罪の痕跡があらわに出ていることにより、明らかに犯罪人であることを疑うべきとき

※ 日本におけるいわゆる「通常逮捕」は、「勾引」という用語が当てられている。

司法警察官又は司法警察吏は、家庭暴力罪又は保護令違反の現行犯を発見した場合は、直ちに逮捕しなければならない（防治法第22条）。

(3) 勾引

検察官が被疑者を取り調べるには召喚状（検察官が署名したもの）により、警察官が被疑者を取り調べるには出頭通知書（司法警察機関の主管の長が署名したもの）により、それぞれ被疑者に任意出頭を促す（刑訴法第71条、第71条の1）。

被疑者が正当な理由なく出頭を拒否する場合には、検察官が発する勾引状により、被疑者を勾引することができる（刑訴法第71条の1、第75条）。勾引の執行は、司法警察官又は司法警察吏が行う。

なお、犯罪の嫌疑が重大であって、被疑者に逃亡のおそれがあるなどの一定の事由に該当する場合は、召喚手続を採ることなく、直ちに勾引手続に入ることができる（刑訴法第76条）。

また、重大な嫌疑があるにもかかわらず、質問又は検査されている場から逃避した場合などにおいて、状況が急迫している場合は、検察官、司法警察官又は司法警察吏は勾引状がなくとも直ちに被疑者を勾引することができる。ただし、司法警察官又は司法警察吏が勾引を執行する場合は、執行後、直ちに検察官に勾引状の発布を求めなければならない（刑訴法第88条の1）。

司法警察官又は司法警察吏は、被疑者が家庭暴力罪を犯した重大な嫌疑があり（現行

犯は除く。)、家族成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害するおそれがある場合において、状況が急迫し、検察官に報告する時間的余裕がないときは、勾引状なくして直ちに被疑者を勾引することができる。この場合も、勾引後、直ちに検察官に勾引状の発布を求めなければならない(防治法第22条)。

(4) 勾留

捜査段階における取調べの権限は、検察官が有している。第1級司法警察官は、勾引又は逮捕された被疑者を受け取り、勾留の必要があると認める場合は、24時間以内に検察官に移送することとなっている(刑訴法第229条第2項)。検察官は、逮捕又は勾引後24時間以内に、即時尋問を行い、勾留の要否を判断しなければならない(刑訴法第93条)。住居不定、逃亡、通謀、証拠隠滅のおそれ、重大犯罪に該当するといった事由があれば、検察官は、勾留状(検察官が署名)により、被疑者を勾留することができる(刑訴法第101条、第102条)。

勾留の期間は、捜査段階では2か月以内(1回に限り2か月を限度に延長可能)、公判中は3か月以内とされている(刑訴法第108条)。

勾留の必要がなく釈放する場合は、保証金の納付、身元保証、住居の制限を命ずることができる(刑訴法第93条)。この場合、家庭暴力罪又は保護令違反の被疑者には、以下の条件(1つ又は複数)が付されることとなる(防治法第23条)。

- ① 家庭暴力行為を禁止すること
- ② 被害者の住居から転居すること
- ③ 被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、電話その他の手段による連絡行為を禁止すること
- ④ その他の被害者の安全を保護するための措置

この条件に違反した場合は、検察官又は法官は原処分を取消し、ほかに適当な処分を与えることとなる(防治法第24条)。

また、被告人等は、何時でも保証を立てて勾留の停止を申請することができる。裁判所によって勾留停止が決定された場合は、上記①から④(1つ又は複数)の条件が付され、その条件に違反した場合の措置も防治法第24条が準用されることとなる(刑訴法第110条、防治法第25条)。

(5) 起訴

検察官は、捜査で得られた証拠により、被疑者に嫌疑があると認める場合は、公訴を提起することとなる(刑訴法第251条)。勾留期間内に起訴がなされない場合は、勾留は取り消されたこととなる(刑訴法第108条第4項)。

死刑、無期又は3年以上の有期刑が定められている罪以外については、1年以上3年以下の間、起訴を猶予することが可能であり(刑訴法第253-3条)、検察官はこの猶予期間中、加害者に対し精神治療、カウンセリングなどの受診などの遵守事項を課すことが

可能である（ただし、加害者の同意が必要。）（刑訴法第253-2条）。

(6) 裁判

被疑者が起訴された場合は、法院により審判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

2年以下の懲役、拘留又は罰金の宣告については、2年以上5年以下の刑の執行猶予を宣告することができる（刑法第74条）。執行猶予が取り消されることなくその期間が満了した場合は、その刑の宣告は効力を失うこととなる（刑法第76条）。

執行猶予の宣告を受けた者に対しては、その期間中、保護観察に付することができる（刑法第93条）。家庭暴力罪又は保護令違反に関して執行猶予の宣告を受けた者は、執行猶予禁中、保護観察に付されることとなる（防治法第30条第1項）。その際、以下の事項の遵守を命令することができる（防治法第30条第2項）。

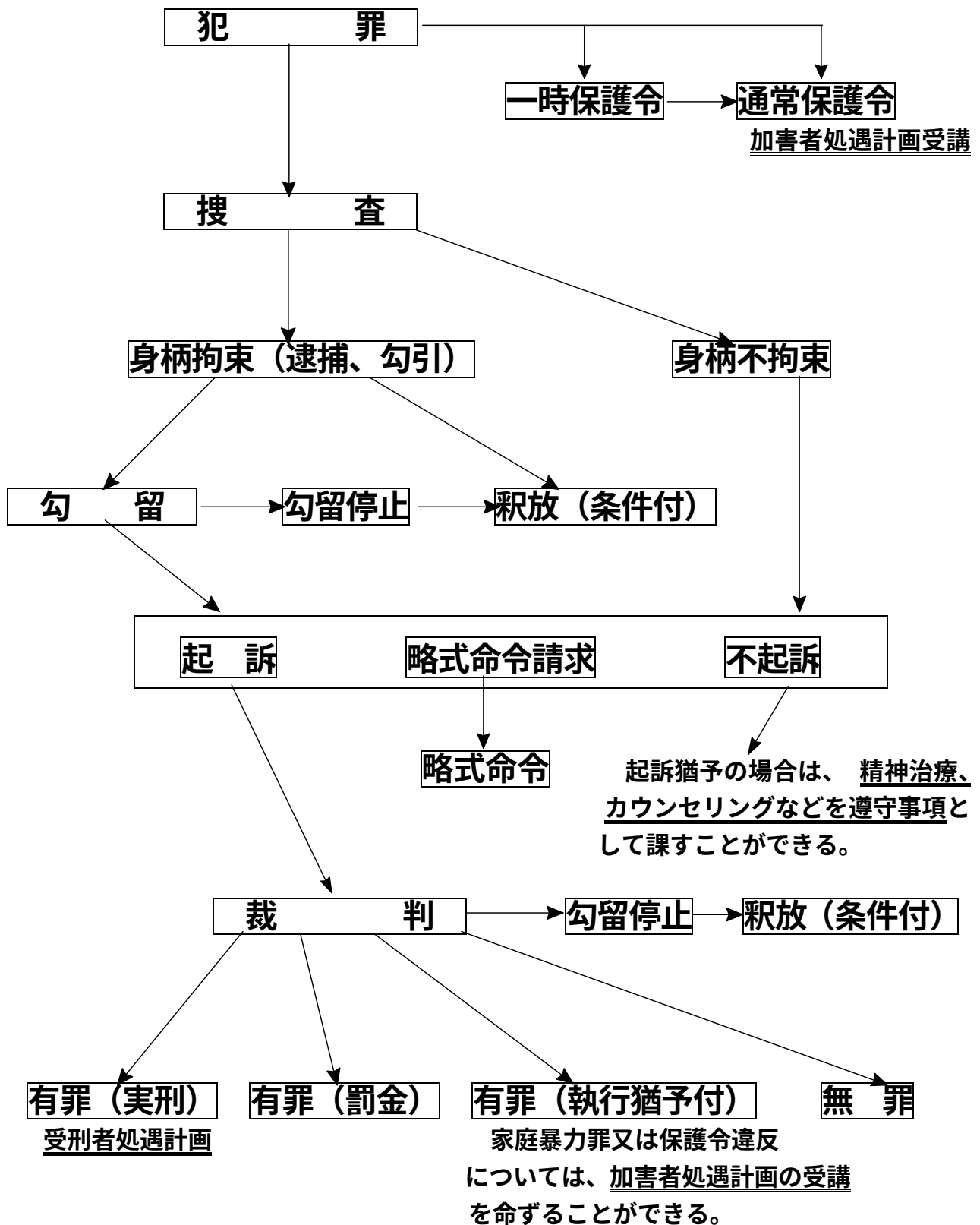
- ① 家庭暴力行為の禁止
- ② 被害者の住居からの転出
- ③ 被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、電話その他の手段による連絡行為の禁止
- ④ 薬物禁絶治療、精神治療、心理補導などの加害者処遇計画の受講
- ⑤ その他の被害者又はその特定の家族成員の安全を保護すること又は更生保護に関する事項

この遵守事項に違反し、かつその情状が重大である場合は、執行猶予が取り消されることとなる（防治法第30条第4項）。

また、酒乱によって罪を犯した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後、適当な場所に収容して、禁絶処分を施すことができる（刑法第89条）。この処分は、3年以下の保護観察に代えることができる。

量刑の本刑が3年以下の懲役、拘留又は専科罰金の罪（一部例外あり）については、検察官の申請により、通常の審判手続を経ない簡易判決により刑を言い渡すことができる（刑訴法第449条）。検察官が通常手続により起訴した場合であっても、法院の判断で（検察官及び被告の同意が必要）簡易判決とすることも可能である（刑訴法第451条第1項）。

6 台湾における刑事手続及び保護令の流れ



参考文献

張有忠翻譯・監修「日本語訳中華民国六法全書」（1993年日本評論社）

戒能民江編著「ドメスティック・バイオレンス防止法」（2001年向学社）

第5 アメリカ（カリフォルニア州）における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 アメリカ合衆国の法体系

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）は、一定の主権を有する50の州（state）で構成される連邦国家である。連邦及び州は、それぞれ独自の憲法を定めており、それぞれ立法権を有している。ただし、連邦は、合衆国憲法により明示的又は黙示的に与えられた範囲内でしか立法権を有しておらず、多くの事項については、各州が定める州法によって規定されている。すなわち、州内においてどのような行為を処罰するか、どのような手続で裁判を行うか、どのような判決を出すかなどについては、すべて州法で規定されており、その内容は州によって様々である。

州には、州法、州憲法を含む事件について最終判断を行う州最高裁判所（名称は「supreme court」など）があり、多くの州ではその下に中間上訴裁判所（名称は「court of appeals」など）が置かれている。また、各州には一般的管轄権を有する第一審裁判所（名称は「superior court」など）が設置されている。そのほか、郡裁判所（county court）などの下級裁判所（限定された管轄権を有する）が設置されている。

2 いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」の関係規定（カリフォルニア州の場合）

カリフォルニア州においては、家族法典（California Family Code）の、第6200条から第6409条の部分が「ドメスティック・バイオレンス防止法」と呼ばれており、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に係る緊急保護命令（emergency protective order）や保護命令（protective order）などについて規定されている。

また、DVに関する刑罰及び刑事手続については、カリフォルニア州刑法典（California Penal Code、以下「刑法」という。）において規定されている。

3 DVとは

(1) DV

DVとは、次のいずれかの者に対して行われる虐待（abuse）である（DV防止法第6211条）。

- ① 配偶者又は元配偶者
- ② 同棲者又は元同棲者
- ③ 交際中若しくは婚約中の相手方又はかつて交際若しくは婚約していた相手方
- ④ 家族法典中の統一父性法の下で、当事者の男性が父親であるとの推定がなされた場合において、当該男性との間に子どもを有する者

⑤ 当事者の子ども、又は統一父性法の下で訴訟の対象となっている子どもで当事者の男性が保護されるべき子どもの父親であるとの推定がなされた者

⑥ 2親等以内の血縁関係又は姻戚関係にある者

ここでいう「虐待 (abuse)」とは、

① 故意又は無謀に、身体的傷害を与え又は与えようとする事

② 性的暴行

③ 人に、自ら又は第三者に対して重大な身体的傷害が加えられることが差し迫っているとおそれを抱かせること

④ DV防止法第6320条によって禁じられている又は禁じられ得る行為（虐待する、攻撃する、殴る、つきまとう、脅す、性的暴行を行う、激しく打つ、嫌がらせをする、電話を架ける、刑法第653m条の嫌がらせ電話を架ける、私有財産を破壊する、手紙その他で直接間接に連絡を取る、指定された距離を超えて近づく、相手方の平穏を妨げるなどの行為）を行うこと

をいう。

(2) 処罰される行為

ア 暴行 (battery)

一般に暴行を行った者は、2,000ドル以下の罰金若しくは6か月以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第243条(a)）。

暴行が、配偶者、被告人の同棲者、被告人の子どもの親、元配偶者、婚約者、交際中の又はかつて交際していた相手、婚約中の又はかつて婚約していた相手に対して行われた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する。保護観察に付す又は刑の執行を猶予するには、被告人が、刑法第1203.097条に規定されている加害者治療プログラム（利用可能なプログラムがない場合は、裁判所が指定する他の適当なカウンセリング）に1年程度参加し、これを成功裏に終了することが条件となる（刑法第243条(e)）。

なお、暴行とは、第三者に対し、故意に不法な有形力又は暴力を行使することである（刑法第242条）。

イ 外傷 (traumatic condition)

配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、自分の子どもの親に対し、故意に身体的傷害を加え、その結果、外傷（物理的な力により、軽傷か重傷かを問わず、けがをした又は身体の外部若しくは内部が傷ついた状態）に至らしめた者は、重罪とし、州刑務所における2年、3年若しくは4年の拘置若しくは郡刑務所における1年以下の拘置、6,000ドル以下の罰金、又は拘置と罰金の両者を併科する。この規定により有罪判決を受けた者に保護観察に付する場合は、刑法第1203.97条の規定に従うものとする（刑法第273.5条）。

4 加害者に対する命令

(1) 緊急保護命令 (emergency protective orders)

ア 命令の発出

裁判官(※)は、警察官が次のいずれかを信じるに足る合理的根拠を主張する場合は、一方的に緊急保護命令を発することができる(DV防止法第6250条)。

- ① 命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、その者が、DVについて、差し迫った現在の危険にさらされていること。
- ② 家族及び家の構成員による最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、家族及び家の構成員による虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。
- ③ ある者が、子どもを誘拐する又は子どもを連れて州外に逃げる意思を有していることを合理的に信じることができる内容、又は、最近の誘拐若しくは子どもを連れての州外への逃走についての脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、両親や親戚により誘拐される、差し迫った現在の危険にさらされていること。
- ④ 命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、高齢や成人の被扶養者が、福祉施設法第15610.07条に規定された虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。ただし、虐待の内容が経済的虐待のみである場合は、緊急保護命令を発することはできない。

※ DV防止法第6241条により、各郡の地方裁判所裁判長は、閉廷中か否かにかかわらず、常時電話で緊急保護命令を口頭で発出することが合法的に可能な、少なくとも1人の裁判官、補助裁判官又は審理人を指名することとなっている。

イ 命令の内容

緊急保護命令は、次のような内容の命令を含むことができる(DV防止法第6252条)。

- ① DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令
- ② 第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令
- ③ 第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令
- ④ 危険にさらされている者及び命令の対象となっている者の未成年の子どもの一時的保護及び監督を決定する命令
- ⑤ 危険にさらされている子ども及びその家庭の他の未成年の子どもの一時保護及び監督に関する条項を含む、福祉施設法第213.5条により決定された命令
- ⑥ 誘拐の危険にさらされている未成年の子どもの一時保護及び監督を決定する命

令

- ⑦ 福祉施設法第15657.03条により決定された命令

ウ 命令発出後の手続

緊急保護命令は口頭で発出されるので、命令を申請した法執行官は、発出された命令を書面にし、署名をする（DV防止法第6270条）。

法執行官は、命令の対象者に命令を送達し、保護される人に命令の写しを交付する。

また、命令発布後、速やかにその写しを裁判所に提出する（DV防止法第6271条）。

エ 命令の効力

緊急保護命令は、

- ① 命令発出後、5日目（裁判所閉廷日を除く。）の裁判所の閉廷時
- ② 命令発出後、7日目

のうち、いずれか早い時刻に効力が切れる（DV防止法第6256条）。

(2) 保護命令 (protective order)

保護命令とは、裁判官が一方的に、告知及び聴聞の後に、又は婚姻解消等に係る訴訟において下される判決の中で発出される、次の内容のいずれかを含む禁止命令である（DV防止法第6218条）。

- ① DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令
- ② DV防止法第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令
- ③ DV防止法第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令

(3) その他の命令

(2)の①②③のほか、裁判官が一方的に発出することができる命令としては、以下の命令がある。

- i 原告、子ども、両親、子どもの保護者の住所や個人情報の開示を禁止する命令（DV防止法第6322.5条）
- ii 親子関係を確立した当事者対し、裁判所が決定した条件の下、未成年の子どもの一時的監護及び面会を行うことを決定する命令（DV防止法第6323条）
- iii 当事者の動産、不動産の一時使用、所有、管理、命令の有効期間中に留置権や抵当権の支払について決定する命令（DV防止法第6324条）
- iv 結婚している当事者に対し、2045条に規定された、共有、準共有、財産分割に関する一定の行為を禁止する命令（DV防止法第6325条）

また、(2)の①②③のほか、告知及び聴聞の手続後に発出できる命令としては、

- (7) 両当事者が結婚している場合において、加害者に子どもの養育及び扶養に必要な費用を支払うことを命ずる命令（DV防止法第6341条）

- (イ) 所得の喪失及び医療費や一時的な住居費などを含む出費について、被告に賠償させる命令（ＤＶ防止法第6342条）
- (ウ) 告知聴聞後、裁判所が、一方的に発出した命令を支持できないと判断した場合において、当該命令により被告が被った経費を原告に賠償させる命令（ＤＶ防止法第6342条）
- (エ) 被告の虐待の結果として原告に必要となったサービスに要した合理的な費用を、被告に公私の機関に対して賠償させる命令（ＤＶ防止法第6342条）
- (オ) 被告に、第1203.097条に規定されている、保護監察局によって承認された加害者プログラムに参加することを要求する命令（ＤＶ防止法第6343条）
- (カ) 勝訴側の弁護士費用の支払を命ずる命令（ＤＶ防止法第6344条）

(4) 保護命令違反

家族法典第6218条に規定される保護命令に故意に違反した場合は、軽罪であり、1,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(a)）。

保護命令に故意に違反して、身体的傷害を生じさせた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは30日以上1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(b)）。

※ ただし、郡刑務所に少なくとも48時間拘置された場合、裁判所は、理由を公表した上で、30日の拘置期間を短縮又は免除することがきる。その決定に当たっては、事実の重大性、訴訟係属中に更なる命令違反の申立てがなされるか否か、将来の違反の可能性、被害者の安全、及び被告人が成功裏にカウンセリングを完了したか又は成果を挙げつつあるかどうかを考慮する。

5 司法手続

(1) 捜査

事件が起きた場合、警察官により捜査が開始される。

(2) 逮捕

警察官が被疑者を逮捕するには基本的には逮捕状が必要となるが、以下の場合は逮捕状なしで被疑者を逮捕することができ（刑法典第836条(a)）、実際には、ほとんどの場合に無令状逮捕が行われている。

- その者が当該警察官の面前で犯罪を犯した場合
- その者が重罪を犯したと信ずるに足りる相当な理由がある場合（当該警察官の面前でなくても良いし、実際に重罪が犯されていなくても良い。）

さらに、ＤＶに関しては、以下のような事項について、特別に規定されている。

- ① 家族法典に基づき発出されたＤＶに関する保護命令、禁止命令等の違反として

通報を受けた場合、警察官において、命令の対象となる者が命令発出の通知を受けており、かつ、当該命令に違反する行為を行ったと信ずるに足りる相当の理由がある場合には、当該違反行為が当該警察官の面前で行われたか否かにかかわらず、逮捕状なしで逮捕することができる（刑法典第836条(c)）。

- ② 被疑者が、配偶者、元配偶者、婚約者、元婚約者、同棲相手、元同棲相手、交際相手、元交際相手、被疑者の子どもなどに対し、暴行、脅迫を行った場合、警察官は、実際に暴行、脅迫が行われたかどうかにかかわらず、被疑者が暴行、脅迫を行ったと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その理由が生じた後直ちに被疑者を逮捕するのであれば、逮捕状は必要ない（刑法典第836条(d)）。

逮捕後、拘置所に拘置された被疑者は、保釈金又は誓約により保釈される場合もある。また、軽罪の場合は、出頭命令書の発出により、釈放することも可能である。ただし、DVに関する保護命令違反の場合は原則として被疑者の釈放は行わない。なお、釈放されない場合は拘置所に収監されることとなる。

(3) 告発 (charge)

警察官は、身柄拘束後被疑者を裁判所に告発するか否かを決定する。

(4) 冒頭手続

裁判官は、釈放されていない被疑者について、最初の審問である冒頭手続の際に、釈放の可否を決定する。被疑者は誓約保証金を支払うことにより、釈放されることも可能である。

裁判所、地区検事、被害者は、釈放の条件として退去命令及び接近禁止命令を求めることができる。このほか、加害者プログラムや薬物濫用治療を条件に加えることもできる。

この条件に違反した場合は、裁判所は釈放の取消しを勧告する。裁判所が釈放を取り消した場合は、被疑者を拘置所に戻すか、逮捕状を請求するかのどちらかになる。

重罪で告発され、罪を認めていない場合は、予備審問を行い、起訴に値するかどうかを判断する。この際、被害者も証言を求められる。軽罪の場合は、予備審問は開かれない。

軽罪で告発された場合で、被告人が罪を認めないときは、裁判官、地区検事、弁護士が集まり話合いが持たれる。この会合の結果を踏まえても、被告人が、依然として罪を認めない場合は、正式審理に入ることとなる。

(5) 起訴

地区検事は、警察からの報告に基づき、被告人を正式に起訴するか否かを決定する。

(6) 罪状認否手続

地区検事によって正式に起訴された場合、まず、弁解が聴取される（罪状認否手続）。被告人が罪を認め争わない場合は、速やかに判決が言い渡される。

(7) 公判

ほとんどの場合は、被告人が罪を認め、公判手続まで行かないが、罪を認めない場合は、公判が行われることとなる。

6 アメリカ（カリフォルニア州）における加害者更生に向けた取組

(1) アメリカにおける刑事司法の特徴

アメリカでは日本と異なり、無令状で被疑者を逮捕することが多い。犯罪を犯したと認める相当な理由があれば被疑者を逮捕し、その後本格的な取調べを行う。しかし、警察での取調べ時間は、24時間に限られていることが多く、あとは裁判所に身柄が引き渡されることとなり、多くの者は、裁判所において保釈されている。

また、正式な裁判に至るまでの間に、司法取引などにより手続が終結することが多い。正式に起訴された場合も、有罪を認めるのならば、裁判の手続に入らず、判決が言い渡されることとなる。

(2) カリフォルニア州における加害者更生制度

ア 冒頭手続における保釈に付随するもの

警察に逮捕された被疑者は、早い段階で裁判所に身柄を引き渡され、裁判官から審問を受ける。この際に裁判官が保釈を認めることが可能であり、多くの場合はこの段階で保釈が認められる。裁判所、地区検事、被害者は、加害者プログラムの受講を釈放の条件とするよう求めることができる。

イ 執行猶予に付随するもの

判決により刑の執行を猶予する際に、裁判官が加害者プログラムの受講を命ずることが可能である。

(3) 加害者更生プログラムの内容

カリフォルニア州では、刑法典第1203.097条第m(c)項により、加害者プログラム（batterer's program）の内容についてのアウトラインが示されている。その中で、加害者プログラムは、DVをなくすことを目標とし、講義、講座、グループ討議、カウンセリングなどを含むことができると規定されている。規定されたアウトラインは以下のとおりである。

- ① 被告に、DVの責任を自覚させるものであること
- ② 同じジェンダーのグループによる活動であること。
- ③ 身体的、感情的、性的、経済的、言語的虐待について定義を与え、これらを止めるための技術を提供するものであること。
- ④ 被害者が利用可能な資源に関する情報とともに、加害者が連続したプログラムに参加する要件に関する情報を被害者に提供すること。また、このプログラムに参加したことを持って、被告が暴力的でなくなったとの証明にはならないとの情報も被

害者に提供しなければならない。

- ⑤ 薬物の影響がない状態でグループ活動に参加すること。
- ⑥ 最低限、ジェンダー役割、社会化、暴力の性質、パワーとコントロールの力学、暴力が子どもや他人に与える影響について検査をする教育的プログラムであること。
- ⑦ カップルカウンセリングやファミリーカウンセリングを含まないものであること。
- ⑧ プログラム実施者は、被告がプログラムによって利益を受けているか否かについて調査することができ、有益でないと判断した場合は、その参加を拒絶することができる（この拒絶は、被告の支払い能力を理由としてはならない）。可能であれば、他の適切なプログラムを提案することとする。
- ⑨ プログラムスタッフは、可能な限り、配偶者からの虐待、児童虐待、性的虐待、薬物濫用、暴力と虐待の力学、法律、法的手続等に関する特別な知識を持つこと。
- ⑩ プログラムスタッフに、専門知識、訓練、地域DVセンターの支援の利用を促進すること。
- ⑪ プログラム内容、参加要件、薬物の影響のない状態でのグループ活動への参加、利益がない又はプログラムを破壊すると判断された場合のプログラムからの撤退について、明文で確認すること。
- ⑫ 被告に、プログラムやグループ活動に参加することにより得た情報のいつの守秘義務を負わせること。
- ⑬ プログラムは、文化的、民族的に敏感でなければならないこと。
- ⑭ プログラムに参加するには、事前に裁判所又は保護観察局の書面による委託が必要であること。この書面により、裁判所が要求した最低限の活動数が告げられる。
- ⑮ 保護観察局に提出する以下の様式。
 - ・ 裁判所や保護観察局から提出された参加証明書
 - ・ 進捗状況報告
 - ・ 最終評価
- ⑯ 料金は加害者の収入に合わせたスライド制とすること。

(4) 民間団体の取組

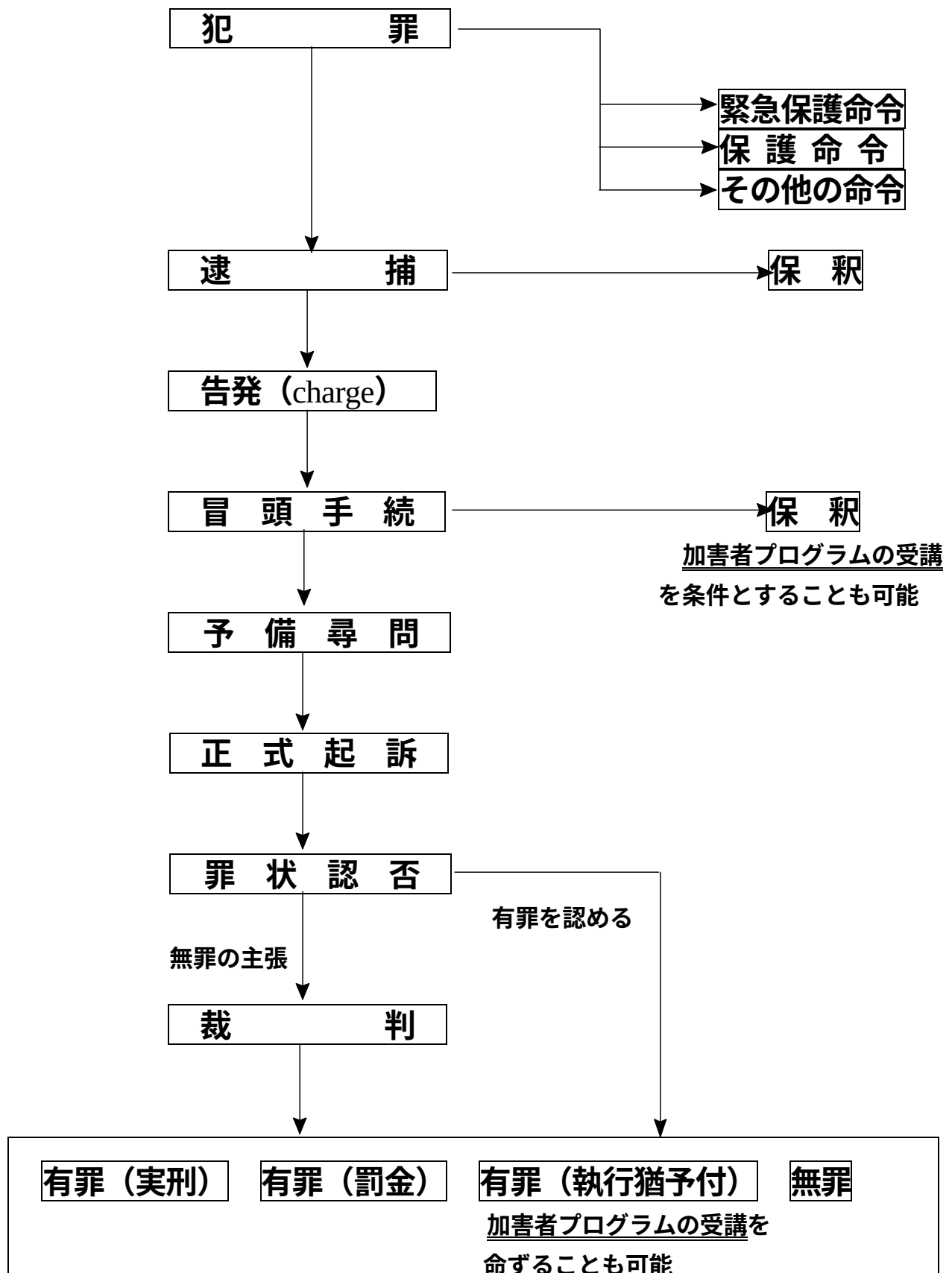
カリフォルニア州では、(3)のアウトラインに即して、民間団体により様々なプログラムが開発されている。例えば、サンフランシスコ市の「マンアライブ」（非営利団体）では、

- ① 暴力が男らしさの問題行動であるという正しいメッセージを加害者に送ること
- ② 本当のリハビリテーションの機会を与えること

が加害者プログラムに必要であるとして、3段階で構成されるプログラムを開発している。

第1段階は、自分の行為を自覚するための工程、第2段階は、暴力的ではないコミュニケーション能力を身につけるための工程、第3段階は、責任ある親密さを回復するための工程と位置付けられている。

7 アメリカ（カリフォルニア州）における刑事手続及び保護命令等の流れ



参考文献

- 中村正「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」
(1999年立命館産業社会論集第35巻第1号、立命館大学産業社会学会)
- 西尾和美「家庭内暴力専門のDV裁判所－米国のころみ－」(1993年アディクションと
家族第16巻1号)
- 「女性に対する暴力・家庭における暴力－英米の法執行マニュアルから－」(平成12年警
察政策研究センター)
- 平成12年度社会安全研究財団助成調査研究報告書「女性に対する暴力事犯の予防及び対処
に関する研究」(平成13年財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会)

第6 我が国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 我が国の法体系

日本においては、日本国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。都道府県、市町村等の地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定できるに過ぎない（地方自治法第14条第1項）。

どのような行為が処罰されるかについては、一部、地方公共団体が定める条例において規定されているものもあるが、基本的には法律で定められている。また、刑事手続については、法律で定められている。

裁判所については、最高裁判所のほか、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所が存在する（裁判所法第2条）。制度は、原則として三審制が採られている。

2 我が国におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

我が国においては、刑法その他の法令において、暴行、傷害等の罪について規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。配偶者間の暴力の処罰について特別に定めた法律は存在しない。

平成13年4月には、配偶者暴力相談支援センターや保護命令について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月（一部は平成14年4月）から施行されている。

刑事手続については、刑事訴訟法で規定されている。

3 配偶者からの暴力とは

配偶者からの暴力とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（配偶者暴力防止法第1条第1項）。

配偶者からの暴力に該当する主な犯罪行為及び法定刑は以下のとおり。

- 殺人（刑法第199条）

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する。

- 傷害（刑法第204条）

人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- 暴行（刑法第208条）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 加害者に対する命令（保護命令）

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、以下の命令を命ずるものとする（配偶者暴力防止法第10条）。

① 接近禁止命令

6か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止する命令。

② 退去命令

2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去させる命令。

これら保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

5 司法手続

(1) 捜査

警察官その他の司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する（刑訴法第189条）。検察官も、必要と認めれば自ら犯罪を捜査することができる（刑訴法第191条第1項）。検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査を行う（刑訴法第191条第2項）。検察官と警察官等とは捜査に関し、互いに協力することとなっている（刑訴法第192条）。

(2) 逮捕

警察官その他の司法警察職員、検察官、検察事務官（以下「警察官等」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる（刑訴法第199条第1項）。

逮捕状は、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）が裁判官に対し請求する。裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは逮捕状を発するが、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ罪証を隠滅するおそれがないなど、明らかに逮捕の必要性がないと認めるときは、逮捕の理由があると認める場合においても、逮捕状の請求を却下しなければならない（刑事訴訟法第199条第2項、刑事訴訟規則第1

43条の3)

ただし、緊急逮捕（※1）、現行犯逮捕（※2）については、この限りではない。

※1 緊急逮捕（刑事訴訟法第210条）

警察官等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

この規定によると、殺人や傷害は緊急逮捕が可能であるが、暴行については、緊急逮捕を行うことはできない。

※2 現行犯逮捕（刑訴法第212条、第213条）

以下の者は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

- 現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者
- 次の一に当たる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合
 - ・ 犯人として追呼されているとき
 - ・ 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき
 - ・ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
 - ・ 誰何されて逃走しようとするとき

(3) 勾留

司法警察職員が逮捕した被疑者は、最終的には法律上の時間制限内に検察官に送致され、検察事務官が逮捕した被疑者は、検察官に引致される（刑訴法第203条、202条）。自ら逮捕した場合を含め、検察官は、被疑者留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、法律上の時間制限内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない（検察官は勾留請求せずにこの時間制限内に起訴することもある。）（刑訴法第204条、205条）。裁判官は、被疑者に事件を告げこれに対する陳述を聴いた上、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、かつ、被疑者が、定まった住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときには、被疑者を勾留することができる（刑訴法第207条、60条、61条）。勾留期間は、原則として10日間であるが、やむをえない事由があるときは、裁判官は検察官の請求によりさらに10日間まで延長することができる（刑訴法第208条）。

(4) 起訴

検察官は、逮捕・勾留中の被疑者については、上記のような時間の制限内に所要の捜査をして、被疑者を起訴する（刑訴法第247条）か否かを決することになる。検察官は、起訴が可能であっても、犯罪の軽重、情状等を考慮して起訴を必要としないときは、起訴しないことができる（刑訴法第248条）。この期間内に起訴しない場合は、被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第205条第4項、第208条第1項）。また、逮捕・勾留されていない、いわゆる在宅の被疑者の事件については、司法警察員は、所要の捜査等の後、検察官のもとに送致・送付が行われ（刑訴法第242条、246条）、検察官は、さらに所要の捜査を遂げて、起訴するか否かを決することになる。

(5) 裁判

被疑者が起訴された場合には、裁判所により公判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金の言渡しについては、執行猶予（情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予すること）が言い渡される場合もある（刑法第25条、刑訴法第333条第2項）。執行が猶予される場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる（刑法第25条の2）。

なお、50万円以下の罰金又は科料を科すような事件については、検察官の請求により、公判前に書面審理のみにより刑を言い渡す略式手続を採ることができる（刑訴法第461条）。

7 我が国における加害者更生に向けた取組

(1) 公的機関の取組

ア 受刑者に対する指導

現在、刑務所等の行刑施設においては、配偶者からの暴力の加害者に対する特別な指導は行っていないが、これに関連する指導として、性犯罪防止教育を、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施している。

イ 保護観察対象者に対する指導

保護観察処遇においては、対象者の問題性その他の特性にみられる共通性に着目し、その問題性等に焦点を当てた類型別処遇を実施しているが、この類型の一つに、配偶者からの暴力の加害者としての問題を加え、この種対象者に対する保護観察処遇の一層の充実化に取り組んでいる。

ウ その他の取組

刑務所等の行刑施設以外の公的機関においては、加害者から相談に応じているところは

数か所あるものの、現時点において加害者更生プログラムを実施している機関は見当たらない。

(2) 民間団体の取組

いくつかの民間団体では、数年前から、自主的に訪れる加害者を対象に、集団プログラム等を実施している。

ほとんどの団体は、アメリカの加害者更生プログラム等を参考に、アレンジを加えた独自のプログラムによりグループ討議等による加害者更生を行っている。

ここでは、いくつかの団体が行っている加害者更生に向けた取組について紹介する。

ア メンズサポートルームの取組

メンズサポートルームでは、アメリカの加害者向け非暴力プログラムを日本社会に適合するようアレンジを加え、「男のための非暴力グループワーク」として実施している。立命館大学大学院応用人間科学研究科教授の中村正氏がグループの主宰を努め、スタッフはすべて男性である。平成10年から大阪で実施しており、平成14年からは京都でも実施している。大阪では、春と秋にそれぞれ6週間のグループワークを行い、それが終了した後、隔週で行う「非暴力を語る会」を実施している。京都では、10週間連続のプログラムを実施している。1グループ約10人で、1回の参加費用は1,000円。対象は、自主的に参加する加害者で、配偶者間の暴力の加害者に限らず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力や兄弟間の暴力の加害者も含まれている。

イ 日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン（JUST）の取組

JUSTは、児童虐待の後遺症者、強姦・性的ハラスメント・ストーキング等の成人期性的外傷体験の後遺症に悩む人々、配偶者虐待などの成人期外傷体験の後遺症に悩む人々、我が子を虐待してしまう母たちで構成された相互支援のための連合体である。その中で、「JUST男性問題特別講座」を実施している。この講座は、配偶者に常習的に暴力を振るう加害者だけでなく、父親の役割に迷う者や引きこもりなどの社会適応不全者も参加しているが、基本的には、男性の攻撃性に関するプログラムである。6回を1期とした有料グループ療法を行っており、参加費用は1期ごとに2万円である。期ごとの参加者は約15人で、すべてJUSTが行う無料ミーティングやフォーラム、ホームページ等により情報を得て自発的に応募してきた者である。精神科受診歴のある加害者も受け入れている。治療は、精神科医の斎藤学氏ほか2人の男性スタッフで行っている。

ウ ベター・パートナーシップ・センターの取組

ベター・パートナーシップ・センターでは、平成14年4月から、アメリカ（カリフォル

ニア州）の取組を参考に加害者の更生のための取組を行っている。ファシリテーターは、団体の代表である山口のり子氏であり、毎週日曜日、52週間かけてプログラムを実施している。1回の参加費用は2,000円。対象は、配偶者間の暴力の加害者に限っておらず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力の加害者も含まれている。申込者が8人になればプログラムをスタートし、途中で脱落者が出た場合は人員を補充することとしている。すべて、ホームページや広告を見て申し込んできた人である（ただし、アルコール依存、薬物依存がある人や精神疾患を有している加害者は対象としていない。）。

7 我が国における刑事手続及び保護命令の流れ

